



# 医療費支給事業のご案内

## こどもの医療費支給事業 問い合わせ／こども未来課こども給付担当(内線2637)

支給対象・内容／中学3年生までのお子さんの保険診療一部負担額（健康保険組合等から支給される高額医療費・附加給付金を控除した額）

### 【多子世帯医療費支給制度】

支給対象・内容／多子世帯（18歳までのお子さんを3人以上養育する家庭）における高校生等（平成12年4月2日から平成15年4月1日生まれ）のお子さんの保険診療一部負担額 ※就労や婚姻などで保護者の扶養から外れた方は除く。毎年度の登録申請が必要です。昨年度登録した方も再度登録してください

共通事項 原則として申請日から助成が受けられます

4月1日以降の診療分より、入院にかかるこどもの医療費助成を18歳年度末まで拡大を予定しています。詳細は広報かがやき4月号でお知らせします。

## ひとり親家庭等医療費支給事業 問い合わせ／こども未来課こども給付担当(内線2637)

支給対象・内容／ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・父又は母に一定の障がいがある家庭・親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭）の18歳年度末までの児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）とその母（父）又は養育者の医療費の一部

その他／資格認定要件があり、児童扶養手当に準じた所得制限があります

## 重度心身障害者医療費支給事業 問い合わせ／福祉課障がい福祉担当(内線2678)

支給対象／○身体障害者手帳1～3級・療育手帳④～B・精神保健福祉手帳1級の交付を受けている方（各手帳取得時の年齢が65歳以上の方を除く） ○65歳未満の時に一定の障がいがあり、その障がいにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方 ※すでに本制度を受けている方は、引き続き対象となります

支給内容／保険診療一部負担金（健康保険組合から支給される高額療養費・附加給付金を控除した額）

※精神保健福祉手帳1級の事由により認定を受けた方は、精神病床に入院した際の保険診療一部負担額は支給対象外となります

## 平成30年度 自動車燃料費助成券・福祉タクシー券を交付

### 自動車燃料費助成券

内容／1枚700円の助成券を月に1枚の割合で交付します ※最大12枚。1回の給油で複数枚の利用も可。助成券は現金価格と違う場合があります

その他／利用可能給油所等についてはお問い合わせください

### 福祉タクシー利用券

内容／タクシー初乗り運賃相当額の利用券を月に1枚の割合で交付 ※最大12枚。1回の乗車につき1枚の利用

利用できるタクシー／県又は本市と協定を結んだ県内事業者

### 共通事項

対象／身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方 ※申請時に持参してください

注意／○自動車燃料費助成券又は福祉タクシー利用券いずれかの交付となります。重複しての交付、交付した助成券の変更はできません ○5月以降、月数の割合に応じて交付枚数が減少します

申込み／4月2日(月)以降の平日に社会福祉協議会（総合福祉センター・吹上福祉活動センター）・福祉課・両支所福祉グループ ※福祉課のみ、土曜日の8時30分から12時まで受付可

問い合わせ／社会福祉協議会（☎597-2100）、福祉課障がい福祉担当（内線2678）

